

市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
上田公民館工事の作業員の喫煙について	現在行われている上田公民館の工事について、作業員が敷地外の道端で喫煙し、通行の妨げにもなっているため、喫煙マナーの改善を希望します。	<p>この度は、上田公民館工事における作業員の喫煙のマナーにつきまして御迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。</p> <p>本市では、平成30年7月に改正された健康増進法（以下「法」という。）に基づき、受動喫煙の防止に努めております。法では、公道などの屋外については適用除外としており、規制される対象の場所に含まれておりませんが、喫煙をする場合は、屋外であっても受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければならないことが規定されております。</p> <p>工事作業員の喫煙につきましては、本工事の当初の段階から、注意するよう受注者と確認していたところですが、この度の御指摘を受けて、受注者に対して状況を確認し、改めて喫煙マナーの向上について指導を行い、受注者においても、工事作業員に、喫煙マナーについて、指導したところであります。</p> <p>また、工事作業員の路上滞留による通行の妨げにつきましても、受注者に対して、休憩時間においても周囲に配慮して行動するよう指導を行い、受注者においても、工事作業員に、公共工事を行う者として規律を守るよう指導したところであり、今後も継続して指導を行うことで再発防止に努めることを確認しております。</p>	教育委員会 上田公民館
文化橋の護岸工事について	文化橋下の護岸工事を行っていたようですが、3月31日の雨で、川が少し増水して、せっかく直した所が、早くも少し削れてしまっていたようです。 あの位の雨で、すぐに削れてしまうのであれば、台風など発生したら、もっとひどい状態になるのではないのでしょうか。また、河川をきれいにしたいのか、補強したいのかもよく分からないので、「このように改良されます」といったイメージイラストなどがあると良いのではないのでしょうか。	<p>文化橋につきましては、令和6年8月27日の大雨災害により橋脚部分の洗堀が確認されたことから、河川管理者である国土交通省と協議の上、安全性の確保を目的として補修工事を実施いたしました。また、当該箇所において河道が狭くなっていた状況を確認したことから、補修工事に併せて河道を広げる工事も行いました。</p> <p>令和8年3月31日は、まとまった降雨により水位が上昇したことから、橋の上流の土砂の一部が流されましたが、橋の安全性や河川の流下機能に影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、補修工事の目的である橋脚周辺の安全確保及び河道機能の改善については、現時点において支障はなく、引き続き状況を注視してまいります。</p> <p>今後、工事を実施する際には、完成後のイメージが分かるイラストや説明資料を現地に設置するなど、市民の皆様に内容を分かりやすくお伝えできるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	建設部 道路管理課
盛岡市役所利用時の駐車場について	市役所を訪れた際、窓口で指定駐車場の駐車券を提示し無料券の交付を受けようとしたが、対象外だと言われました。 指定駐車場は複数あるので、職員の方も全て覚えていないのかもしれませんが、指定駐車場の一覧表を窓口においておくなど、できる対策を希望します。	<p>この度は、窓口で誤った対応をしまい大変申し訳ございませんでした。</p> <p>指定駐車場の駐車券の取扱いについて、改めて全庁に周知し正確な御案内ができるよう努めてまいります。</p>	総務部 管財課

市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
都南地区のごみについて	<p>盛岡市は、盛岡地区、都南地区、玉山地区でごみの分別方法が分かれていると思いますが、都南地区だけが生ごみを燃えるごみとして出すことができません。生ごみを堆肥化することはエコで素晴らしいとは思いますが、都南地区は新しい住宅も増えてきている地域ですし、肥料を必要とする家庭は少ないと思います。都南地区も他の地区と同じように、生ごみも燃えるごみとして出せるようにしてほしいです。</p>	<p>今回いただいた、同じ盛岡市内で分別方法が異なることに対する不公平感につきまして、市としても受け止めております。</p> <p>市町村は、その区域内でごみ処理を行うこととされていますが、都南地域においては、市町村合併以前の旧都南村、紫波町及び矢巾町の3町村が共同し、盛岡・紫波地区環境施設組合を設立してごみの分別を行ってきた経緯があり、合併後も同組合での処理を継続しているところです。</p> <p>市内の各地域では、ごみ排出量や処理施設の状況などを踏まえた上で処理方法が決定されております。盛岡・紫波地区環境施設組合では、可燃ごみのうち大きな割合を占める生ごみについて、ごみ焼却施設において焼却せずにリサイクルコンポストセンターにおいて堆肥化に取り組んでおり、ごみ減量や資源循環、温室効果ガス削減に大きく寄与しております。</p> <p>本市のごみ処理の基本理念である「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」の実現を目指し、ごみの減量、資源の循環的な利用等について、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、都南地域における生ごみの分別につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	環境部 廃棄物対策課
盛岡南地区公園のトイレについて	<p>先日、向中野にある盛岡南地区公園のトイレを利用しようとしたところ、トイレトーパーが無く、大変不便でした。後日また訪れましたが、そのときも同じ状況でした。</p> <p>また、トイレの個室の床にはトイレトーパーの芯が散乱していたり、ごみが落ちていました。利用客のモラルにも問題があると思うのですが、せめてトイレトーパーの補充は、定期的に見回りをして管理してほしいです。</p> <p>トイレトーパーの盗難などによるものであれば、トイレトーパーの側面に公園名をマジックで書いたり、トイレトーパーを持ち帰らないよう掲示するなどの対応もお願いしたいです。</p> <p>これから暖かくなり、こちらの公園を利用する人が増えてくると思うので、早急にトイレトーパーの補充と定期的なトイレ掃除をお願いします。</p>	<p>この度は、盛岡南地区公園のトイレの利用に当たり、御不便をお掛けして、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>盛岡南地区公園のトイレにつきましては、盛岡市が管理しており、清掃業務は、外部団体への業務委託により実施しております。</p> <p>清掃は、冬季を含め通年で週3回行っており、トイレトーパーの補充につきましても、清掃の際に委託先の清掃員が行っております。</p> <p>公園の利用状況等により、清掃実施後から次回清掃までの間にトイレトーパーがなくなってしまう場合や、持ち去り等により不足が生じる場合もありますことから、市においても適宜巡回するよう努めるとともに、トイレトーパーの持ち去りを禁止する旨の掲示を行うなど、対策を講じてまいります。</p> <p>いただいた御指摘、御意見を委託事業者と十分に共有し、適切な管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>	都市整備部 公園みどり課

市長への手紙

- 市民の意見箱 -

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
乳幼児・小学生・中高生医療費助成について	<p>現在、医療費の助成方法は現物給付なので、外来診療の場合、医療機関窓口での支払いは1医療機関につき750円を負担しています。この物価高騰の中、医療費に750円を払うのも家計に響きますし、1医療機関で750円なので、複数の医療機関にかかるのは躊躇してしまいます。自己負担があるのは仕方ないとは思いますが、せめて自己負担額が300円～500円には、ならないものではないでしょうか。</p>	<p>盛岡市の子どもに対する医療費制度では、未就学児及び住民税非課税世帯の小学生から高校生までの医療費を無償化しておりますが、住民税課税世帯の小学生から高校生等までは、医療機関の窓口でレセプト（※）ごとに自己負担額（入院2,500円まで、外来750円まで）をお支払いいただき、一部負担金（総医療費の3割）のうち、自己負担額を超える部分を市が助成しております。</p> <p>市の財政状況が大変厳しい中、医療費助成の増額につきましては、継続的に多額の財源が必要となりますことから難しいものとなっております。</p> <p>市では、これまでも岩手県に対し岩手県市長会を通じて補助事業を拡充するよう要望するとともに、国に対しては全国市長会などを通じて全国一律のこども医療費助成制度を創設するよう要望しており、今後も継続してまいります。</p> <p>※レセプトとは、医療機関などが保険者に請求する医療費の明細書のことです。レセプトは、月単位で、患者ごと、医療機関ごと、加入保険ごと、診療の種類ごと（入院・外来、医科・歯科・調剤・訪問看護）に作成されます。</p>	<p>市民部 医療助成年金課</p>